

障 号 外  
平成 21 年 3 月 25 日

指定知的障害児施設設置者 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長

心理担当職員配置加算に係る心的外傷により心理療法を必要とする障害児  
の認定手続きについて

このことについて、平成 21 年 4 月に実施される障害児施設給付費の報酬改定に伴い、  
被虐待児等への心理的ケアの充実を図る観点から、新たに心理担当職員配置加算が設け  
られます。

当該加算の算定については、心的外傷のため心理療法が必要と児童相談所長が認めた  
障害児が 5 名以上いることが要件の一つとなっていることから、当該加算を算定しよう  
とする場合は、下記により取り扱われるようお願いいたします。

#### 記

#### 1 事務の流れ

- (1) 施設は、別紙に必要事項（氏名、年齢、性別、入所日、虐待の分類等、心理療法  
の実施方法、備考）を記入し、児童相談所に送付する。（施設→児童相談所）
- (2) 児童相談所は、施設から送付された別紙の内容について確認を行い、意見等を記  
入し、施設へ返送する。（児童相談所→施設）
- (3) 施設は、別紙を添付して障害福祉課あて届出を行う。（施設→障害福祉課）

#### 2 注意事項

- ・ 障害福祉課への届出にあたっては、別紙のほか、心理療法を担当する職員の資格  
要件が確認できる書類及び必要な設備等が確認できる書類（図面等）を添付して  
ください。
- ・ 心理療法を必要とする障害児が 5 名未満になるなど、要件を満たさなくなった場  
合も届出が必要です。

栃木県保健福祉部障害福祉課  
施設福祉担当 飯田  
TEL 028-623-3059  
FAX 028-623-3052